

2011年 対インド政府建議書（要旨）

2011年2月4日提出

1. 税制

- (1)特別追加関(SAD)免除分野の自動車分野への適用及びSAD 払戻し遅延の解消
- (2)移転価格税制の適用範囲の明確化及び適正価格の事前確認制度(APA)の導入
- (3)商品サービス税(GST)の迅速な導入
- (4)輸入品への最大小売価格(MRP)ベース課税廃止
- (5)配当分配税の受取側からの徴収

2. 査証問題

- (1)出張者へのビジネス査証の発給
- (2)第三国でのインドビジネス査証・就労査証の取得条件の緩和
- (3)X-VISA 更新時の結婚・出生証明提出義務廃止
- (4)FRRO 発行の滞在許可期間を査証有効期間と整合

3. インフラ

- (1)チェンナイ周辺及びエンノール港へのアクセス道路の整備
- (2)エンノール港料金の引き下げ
- (3)Nhava Sheva 港の取り扱い容量拡大・輻輳解消
- (4)バンガロール-チェンナイ有料高速道路整備の早期開始
- (5)鉄道有効利用のための管理システムの導入
- (6)タミルナドゥ州の包括的港湾物流管理システムの導入(チェンナイ港、エンノール港、トティコロン港)

4. Road Permit

- 複雑な手続きの簡素化・迅速化・システム化
- 必要書類の明確化・簡素化

5. e-Waste(インド国内で制度検討中)

- 制度導入前における、並行輸入問題やユーザの責任範囲等考え方整理
- エンド・ユーザーによるコスト負担方式の導入
- 有害廃棄物へのEU基準等の採用

6. 土地取得

- 土地取得後に追徴が可能な現制度は、日系企業進出計画上の障害、改善を要望
- パワー産業地域における根拠不明確な土地値上げ要求(Enhancement)の詳細情報開示及び十分な説明。要求可能期限・上限設定

7. 社会保障協定

- 社会保障協定の早期締結

8. 社会保障準備基金の払戻し規則

- 社会保障への積立金払戻しに対する58歳要件の撤廃

9. 物流

- (1)通関手続きの簡素化・迅速化、輸入時の担当官による関税法の適正な適用及び解釈の統一
- (2)ICD 内及び周辺の道路の渋滞改善、路面の保全(ICD:Inland Container Depo)
- (3)主要空港における通関手続きの24時間化
- (4)航空貨物の明細の到着前登録義務制度の改善(アジア便や緊急貨物の場合対応は不可能に近く、重大な遅延につながる)
- (5)FTWZ 内の企業による FTWZ 外に対するサービス・物品について間接税の免税措置の適用

10. 金融

- (1)外国銀行本店からの借り入れ制約の更なる緩和(1000万ドル又は支店資本の50%までに制限)
- (2)外国銀行の都市近郊における支店開設に対する積極的認可と手続き迅速化
- (3)保険分野の外資規制の早急な緩和(現在FDI上限26%)
- (4)商用車賠償保険のMotor Pool制度の早急な撤廃又は料率の是正
- (5)外国為替、資本規制の一層の緩和と銀行手続きの簡素化、迅速化
- (6)外国銀行に対する派遣行員枠の規制緩和
- (7)対外商業借入(ECB)条件の緩和(運転資金使途での活用)
- (8)銀行が、複合保険企業・総合保険企業と保険製品の販売に関し提携することの許可

11. Press Note 1

- インドで新たな合弁を立ち上げる際の、既存の合弁相手企業からのNOC取得義務を撤廃

12. 政府調達における Bill of Entry 提出

- IT機器(プリンター等)の政府調達における原価算出根拠(Bill of Entry)の提出義務の廃止